

保健だより 臨時号

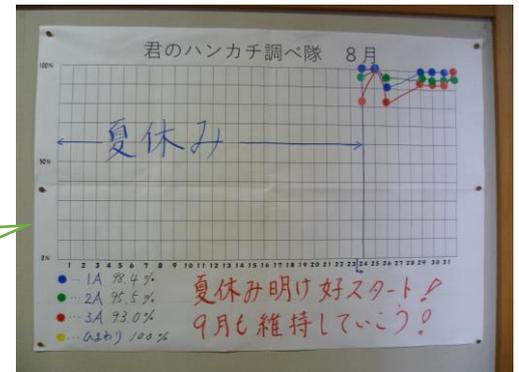
2022.9.13

仙台市立秋保中学校 No.13

新型コロナウイルスの新規感染者数は減少に転じているものの、高い感染レベルが継続しており、注意が必要です。これまでの基本的な感染対策を継続するとともに、特に以下の点について心がけましょう。**感染予防をしていても感染してしまうことがあります。朝の健康観察(体温測定含む)で体調不良やいつもと違う場合には自宅で様子を見てください。家族に発熱や体調不良者がいる時も同様です。これらは出席停止扱いとなります。**

★こまめな石鹸と流水での手洗い・手指消毒・帰宅後のうがい

ハンカチ持参率が90%を超えるようになり、定着しています。生徒の皆さんの手洗いも上手になりました！スクールサポートスタッフや教職員による放課後や必要に応じた授業後の消毒作業を毎日行っています。



★人との距離(1~1.5m)をとる

(休み時間や放課後等マスクを着けていても大声でしゃべらない、じゃれあわない、接触しない)



必要に応じてアクリル板を設置しています



重要ポイント!

マスクの有無に関わらず、対面(向き合って)や近距離で話すことを極力避ける!各教科の授業でも配慮して進めています。

西階段に掲示中

★黙食 (飲食時は会話しない。準備段階からしゃべらない。)

生徒の皆さんも職員室の教職員も徹底しています。早く美味しい給食の感想を述べ合うなど、会話の弾む給食時間が戻ってくるといいですね…それまで頑張りましょう!(距離をとり、給食をもらった人の前を通らない導線確保でしゃべらず配膳しています)



★室内の換気をする

(常時対角線2か所の窓や扉を開けて効率よく換気。サーキュレーターの利用により早く循環できる。休み時間毎に窓や扉を全開! 食事前後にも室内の空気と外気の入れ替えを行うとGood!)



各学級に二酸化炭素濃度計(指標掲示)とサーキュレーター設置しています。衛生委員中心に休み時間毎の換気作業を行っています!協力してくれているクラスの皆さんにも感謝

★3つの密 (人混み・換気の悪い場所・間近で会話や発声する場面)を避ける

★抵抗力(免疫力)を高める(規則正しい生活。睡眠時間の確保・食事・適度な運動)

→後日、生活習慣チェックカードの集計結果をお伝えします。生活見直しの参考にしてください!

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底について (重要なお願い)

引き続きお子さんまたは同居家族に風邪症状等の体調不良がある場合は、登校を控え休養や受診に努めていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、迅速な対応が求められている点から、お子さんまたは同居家族の方がPCR検査を受けることが分かった時点で速やかに学校にご連絡くださいますよう、お願いいたします。

重要！

新型コロナウイルス患者（陽性者）の待機期間が変わりました

仙台市教育委員会 健康教育課通知より（令和4年9月7日から適用）

生徒が陽性になった場合の連絡につきましては、次の基準に基づく発症日（※）を、保護者が自身で確認し学校にご連絡ください。

症状がある場合 ⇒ 症状を自覚した日

※発症日は、37度以上の発熱、咳、咽頭痛、鼻水、頭痛、倦怠感などの風邪症状、下痢などの消化器症状、味覚・嗅覚障害が出現し始めた日のことです。

○参考リンク「症状がある方の待機期間について」（仙台市ホームページ）

（参考）療養解除の考え方：発症日の翌日から「7日間」経過し、かつ、「症状軽快後24時間経過」した場合にその翌日から通常の生活に戻って頂けます。

（例）9月1日に発症した場合

	発症日							療養最終日	復帰可能日	自主的な感染対策徹底	
日付(例)	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11
発症からの経過日数	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目

ただし、発症日の翌日から6日目になっても、症状が軽快しない（発熱や呼吸器症状の悪化が続いている）場合は、上記の日付よりも長く療養して頂く必要がありますので、必ずお住いの区保健福祉センター管理課（陽性者サポートセンターに陽性登録された方は仙台市健康フォローアップセンター）へご連絡ください。

解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向

継続

留意点

発症日から10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底が必要です。

症状がない場合 ⇒ 検体を採取した日

○参考リンク「症状が無い方の待機期間について」（仙台市ホームページ）

（参考）療養解除の考え方：検体採取日から7日間経過した場合にその翌日から通常の生活に戻って頂けます。（従来から変更なし）また、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目に解除が可能です。（従来から追加）

（例）9月1日に検体採取した場合（検査キットによる検査なし）

	検体採取日							療養最終日	復帰可能日
日付(例)	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9
発症からの経過日数	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目

（例）9月1日に検体採取した場合（検査キットによる検査で陽性を確認した場合）

	検体採取日					検査で陰性	復帰可能日	自主的な感染対策徹底
日付(例)	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8
発症からの経過日数	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

ただし、療養期間中に症状が現れた場合、その日を発症日（0日目）として7日間の療養をして頂く必要があります。お住いの区管理課または仙台市フォローアップセンターに連絡の上、上記「症状がある方の待機期間について」を参照頂き、復帰可能日を確認してください。